

神奈川県地球温暖化対策推進条例第53条第2項の規定による市町村条例の認定
及び市町村条例に規定する事項に該当する神奈川県地球温暖化対策推進条例の
条の規定の指定

平成22年2月26日
告示第72号

改正 令和7年2月7日告示第70号

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）
第53条第2項の規定により、次に掲げる川崎市の条例（以下「市条例」という。）は、その内容
が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認める
こととし、市条例に規定する事項に該当するものとして、次の各号に掲げる市条例の区分に応じ
当該各号に定める県条例の条の規定を指定し、平成22年4月1日から施行する。

- (1) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）
県条例第19条から第23条まで、第25条から第29条まで及び第31条の規定
- (2) 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）
県条例第11条第1項及び第2項、第14条第1項及び第3項、第15条、第16条第1項及び第
4項から第6項まで、第17条第1項から第3項まで並びに第34条から第39条までの規定（第
14条第3項、第15条、第16条第4項から第6項まで及び第17条第1項から第3項までの規定
にあっては、計画書提出中小規模事業者に係る部分を除く。）

前文抄（令和7年2月7日告示第70号）
令和7年4月1日から施行する。